

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）第6条第2項の規定により、いわて子どもの森の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

| 区 分        |                 |                     | 単 位           | 利用料金       |        |
|------------|-----------------|---------------------|---------------|------------|--------|
| 宿泊室        | 基本利用料金          |                     | 1日までごとに1室につき  | 円<br>6,100 |        |
|            | 加算利用料金          | 小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒 | 1日までごとに1人につき  | 510        |        |
|            |                 | 一般                  | 1日までごとに1人につき  | 1,020      |        |
| 会議室        |                 |                     | 9時から12時まで     | 1,220      |        |
|            |                 |                     | 13時から17時まで    | 1,640      |        |
|            |                 |                     | 9時から17時まで     | 2,880      |        |
| 研修室        |                 |                     | 9時から12時まで     | 5,000      |        |
|            |                 |                     | 13時から17時まで    | 6,710      |        |
|            |                 |                     | 9時から17時まで     | 11,710     |        |
| 調理体験室      |                 |                     | 9時から12時まで     | 2,160      |        |
|            |                 |                     | 13時から17時まで    | 2,880      |        |
|            |                 |                     | 9時から17時まで     | 5,040      |        |
| 多目的<br>ホール | 入場料等を徴収しない場合    |                     | 9時から12時まで     | 11,100     |        |
|            |                 |                     | 13時から17時まで    | 14,880     |        |
|            |                 |                     | 9時から17時まで     | 25,990     |        |
|            | 入場料等を徴収する<br>場合 | 興行として行うものでない場合      |               | 9時から12時まで  | 16,720 |
|            |                 |                     |               | 13時から17時まで | 22,330 |
|            |                 |                     |               | 9時から17時まで  | 39,050 |
|            |                 | 興行として行うものである場合      |               | 9時から12時まで  | 33,440 |
|            |                 |                     |               | 13時から17時まで | 44,660 |
|            |                 |                     |               | 9時から17時まで  | 78,100 |
| テント<br>サイト | 一般サイト           | 宿泊                  | 1日までごとに1区画につき | 1,020      |        |
|            |                 | 一時使用                | 1区画につき        | 510        |        |
|            | 世界のテント          | 宿泊                  | 1日までごとに1区画につき | 3,080      |        |
|            |                 | 一時使用                | 1区画につき        | 1,540      |        |
| シャワー       |                 |                     | 1人1回につき       | 100        |        |

備考1 宿泊室の利用料金は、基本利用料金及び加算利用料金を合算した額とする。

2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金は、無料とする。

4 会議室、研修室、調理体験室及び多目的ホールについて、やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の

150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

5 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

6 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

表2 附属の設備の利用料金

| 区 分   |                     | 単 位          | 利用料金       |
|-------|---------------------|--------------|------------|
| テント   | 宿泊                  | 1日までごとに1張につき | 円<br>1,010 |
|       | 一時使用                | 1張につき        | 500        |
| 炊事用具  | 宿泊                  | 1日までごとに1式につき | 500        |
|       | 一時使用                | 1式につき        | 250        |
| 寝袋    | 小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒 | 1日までごとに1個につき | 100        |
|       | 一般                  | 1日までごとに1個につき | 200        |
| 自転車   | 小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒 | 1台につき        | 100        |
|       | 一般                  | 1台につき        | 200        |
| 歩くスキー | 小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒 | 1式につき        | 100        |
|       | 一般                  | 1式につき        | 200        |

備考1 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

2 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

3 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

## 2 利用料金の適用年月日

平成26年4月1日